

規 約

宮前 5 丁目北地区防災防犯会

宮前5丁目北地区防災防犯会規約

第1章 総則

第1条 (名称) 本会は、宮前5丁目北地区防災防犯会と称する。

第2条 (事務所) 本会は、事務所を会長宅に置く。

第3条 (目的) 本会は、住民相互協力の理念に基づき自主的防災防犯活動を行うことにより地震その他の災害による被害の防止および軽減ならびに防災防犯思想の普及および防災防犯機材の充実強化を図ることを目的とする。

第4条 (活動) 本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① 防災防犯に関する知識の普及および意識の高揚。
- ② 災害および犯罪の予防ならびに防災防犯訓練の実施。
- ③ 防災防犯に要する機器材の備蓄および充実。
- ④ 会員相互の親睦による連帯意識の強化。
- ⑤ 災害時の情報伝達、初期消火、救出救護、避難誘導などの応急活動。
- ⑥ その他本会の目的達成のために必要な活動。

第2章 会員

第5条 (構成) 本会は、宮前5丁目北地区の地域内にある全世帯 (事務所、事業所などを含む) をもって構成する。

第6条 (会員の種別) 会員中個人所帯を一般会員とし、事務所、事業所などを賛助会員とする。

第7条 (協力費) 会員の協力費は次のとおりとする。

一般会員	年 額	500円以上
賛助会員	同	500円以上

第3章 役員

第8条 (役員の数) 本会に次の役員を置く。

理 事	若干名 (内1名を会長、2名を副会長、2名を会計担当とする。)
監 事	2名

第9条 (役員を選任) 役員は総会で選挙し、その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。なお、役員任期中に欠員を生じた場合でも理事5名、監事1名を下らないときは、その補欠選挙を次の総会まで延期することができる。

第10条 (役付理事の選任) 会長、副会長および会計担当理事は、理事会において理事の中からこれを選任する。

第11条 (役員の仕事) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその職務を代行する。
理事は会長の指示を受けて会務の運営にあたる。
監事は本会の会務および経理を監査する。

第12条 (顧問) 理事会において、本会運営上特に必要があると認められた会員に顧問を委嘱する。任期は理事会で決める。

第4章 会 議

第13条（総会） 定期総会は会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。臨時総会は理事会または監事において必要と認めた時にこれを開催する。

総会は会長が招集してその議長となる。総会の付議事項は次のとおりとする。

- ① 規約の変更。
- ② 防災防犯計画の作成および変更。
- ③ 活動計画。
- ④ 予算および決算。
- ⑤ その他総会が特に必要と認めた事項。

総会の議事は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第14条（理事会） 理事会は会長が必要と認めた場合にこれを招集し、次の事項をこれに付議する。

- ① 総会に提出すべき議案。
- ② 役付理事の選任。
- ③ その他理事会が特に必要と認めた事項。

第5章 資産及び会計

第15条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条（資産） 本会の資産は、防災防犯機器材その他の動産または不動産とする。重要な資産の取得、管理および処分については総会の決議を経なければならない。

第17条（経費） 本会の経費は、会員の協力費ならびに助成金その他杉並区役所からの交付金をもってこれを支弁する。

第6章 活 動 組 織

第18条（組織規程） 本会の内部組織を次のとおり定める。

① 運営委員会

本会の運営および第4条の活動を実践する。

運営委員会の実践組織、詳細は別に定める。

② ブロック会

運営委員会の下にブロック会を置く。

活動をきめ細かく実践するために、本会の地域を次の3つのブロックに分割し、ブロック会を置く。

Aブロック：宮前5丁目16～19

Bブロック：宮前5丁目20～23

Cブロック：宮前5丁目24～26

また、ブロック内に班組織を置く。

なお、各ブロックにはブロック長を、班には班長を、それぞれ会長が委嘱する。

第7章 付 則

第19条（施行期日） この規約は、平成23年12月8日からこれを施行する。

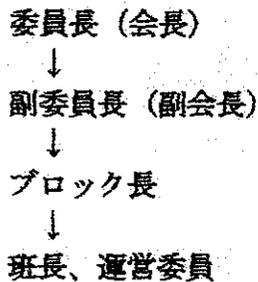
平成24年5月18日 第6章を改正し、即日施行。

運 営 委 員 会

1. 組 織

宮前5丁目北地区防災防犯会（以下、本会という。）の運営委員会は、役員および各ブロックで推薦された運営委員で構成する。

運営委員会の組織は、次のとおりとする。



2. 活 動

運営委員会は、本会の運営および目的達成のため、次の活動を行う。

1) 平常時

- (1) 本会の運営に必要な起案および立案
- (2) 本会規約第4条①、②、③、④に定める活動
 - 防犯活動
 - 防災訓練への参加
 - 防災、防犯関連の講習会および講演会への参加
 - 救命士資格取得の補助
 - 防災機器の維持管理
 - 親睦会、懇親会の開催
 - 防災施設配置図の作成
- (3) 関係機関、他地区防災会等への連絡情報網の整備

2) 災害時

災害時の救援活動は、次のとおりとする。

(1) 本部設置

災害発生時に、自宅を開けることが可能な運営委員は「なかよし公園」に集まり、救援本部を設置する。

委員長は、本部長として副委員長以下の運営委員を指揮し、救援活動を行う。

(2) 救援活動

救援活動は、次にあげるものとする。

関係機関、他地区防災会との情報連絡

会員への情報伝達

区の要請に基づく支援活動

救援活動用の機器、資材の準備

消火、救助などの応急活動

救援を要する会員への支援活動

給食、給水活動

その他、必要とする活動